

藤沢市教育委員会学校給食課職員による給食費の着服について

1. 事件の概要

学校給食課に所属する職員が、2011年(平成23年)頃から食材納入業者へ支払う共同購入物資に係る食材費を学校給食会の口座から引き出し、これを私的に流用していたことが発覚しました。

判明した契機は、2015年(平成27年)1月から3月までの食材費が現時点において入金されていない旨の食材納入業者からの連絡でした。内部調査を行ったところ、食材納入業者への支払額と口座通帳の残高に相違があったもので、現時点で判明している着服額は、64,707,922円となっておりますが、詳細は現在調査中です。

なお、児童への給食は献立通りに提供しており、この着服による影響はありません。

2. 不正を行った職員

職位：上級主査(再任用職員) (不正当時：課長補佐・主幹(2014～))

年齢：61歳

性別：女性

3. 着服が発見出来なかったことについて

銀行での振込手続きを、ほぼ一人に任せてしまっていたこと、振込後の通帳チェック体制がとれていなかったこと、私会計から公会計制度へ移行の際、決算確認を怠ったことなどにより、不正の防止及び早期発見ができなかったことは、教育委員会としての責任であると考えています。

4. 今後の対応について

本件について、刑事告訴に向けた準備を進めます。また、当該職員及び監督責任者について厳正な処分を行います。

また、納入業者への補償については、より詳細な調査のうえ、誠意をもって対応してまいります。

以上